

# 中泊町農業委員会会議録

令和元年12月10日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火) 13時30分～

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1

3. 出席委員 ( 人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 ( 人)

委 員	3番	工藤 輝雄	10番	成田 誠
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第15号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第16号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 中泊町農業振興地域整備計画の変更(案)について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 寛

次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

## 7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。

ただいまの、出席委員数は15名中13名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会 長  
議 長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### 【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声あり】

異議ないようですので、私から指名いたします。

議事録署名委員には、5番青山委員と6番藤田委員の2名を指名いたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。

### ◎報告第15号

議 長

それでは、日程第3の報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局

3ページをお開き下さい。報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。  
令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、9件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告15号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

### ◎報告第16号

議長 それでは、日程第3の報告第16号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局 24ページをお開き下さい。報告第16号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和元年度11月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。  
令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。  
次のページをご覧ください。11月分の農地移動あっせん申出は6件ございました。内容につきましては、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告16号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

議長 ◎議案第24号

議長 議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 27ページをお開き下さい。議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第24号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員 1番澤田です。それでは報告いたします。  
去る12月2日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。  
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が10件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。  
以上ご報告いたします。

議長 議案第24号の審議に入る前に、1番澤田委員に関する議案があります。農業委員会法第24条（議事参与の制限）の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会えないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

議長 それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 28ページから33ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号32番から41番の10件ございました。内訳は、贈与が2件、売買が6件、特定遺贈が2件となっております。

28ページをお開きください。受付番号32番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の田296平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に苗代として使用することでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号33番は、田茂木字若宮地内の2筆の田4,239平方メートルの贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号34番は、大沢内字二タ見地内の1筆の畑1,074平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号35番は、高根字小金石地内の1筆の田208平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に苗代として使用することでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号36番は、高根字小金石地内の1筆の田158平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に苗代として使用することでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号37番は、田茂木字若宮地内の8筆の田19,448平方メートルの母から子への全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。30ページをご覧ください。受付番号38番は、大沢内字二タ見地内の1筆の畑732平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号39番は、尾別字湯島地内ほか3筆の田9,029平方メートルの亡祖父から孫への特定遺贈です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号40番は、尾別字胡桃谷地内ほか19筆の田と畑12,946平方メートルの亡祖母から孫への特定遺贈です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。次のページをご覧ください。受付番号41番は、田茂木字若宮地内の4筆の田4,347平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号32番から41番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第25号

議長 それでは次に議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 38ページをお開き下さい。議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第1項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員 1番澤田です。それでは報告いたします。  
去る12月2日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。  
本議案の案件は1件ございます。  
申請地は、尾別字浅井地区の田であります。面積その他の基準からみて問題なく許可相当と認められます。  
以上報告を終わります。

議長 それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 それではご説明いたします。  
39ページをお開きください。  
受付番号5番は、尾別字浅井地内の田3筆で、面積は全部で2,675㎡です。  
申請地周辺の状況としましては、申請地は、中里地区の尾別地内にある休耕田であり、東西南北宅地に囲まれ、国道339号線及び町道が隣接する、周辺の営農条件には影響がない小規模で生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。  
転用目的としては、現在借地及び借家で建設業を営んでいましたが、移転することになり、住宅兼事務所の建設及び資材置き場として使用する近場を捜していたところ、現在地道路向の当該地の譲受の同意を得ることができたので申請があったものです。  
資金計画については、自己資金及び融資で金融機関の残高と融資証明を確認しておりますので問題ないと判断しました。  
以上のことから、許可基準に定める農地の区分としましては、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)で「小規模で生産性の低い農地」に該当する「その他の2種農地」と判断しました。よって、転用行為による周辺農地への影響はないものと思われ、面積その他の基準からみても問題なく許可相当であると考えられるものであります。以上です。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第25号は異議ない旨決定いたしました。

◎議案第26号

議 長

議案第26号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

44ページをお開き下さい。議案第26号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和元年12月5日付け中農政第175号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局

47ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が4件です。内訳は、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が4件となっております。

受付番号24番 あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,116㎡です。売買価格は71万2千円です。対価の支払期限は令和元年12月25日を予定しております。

受付番号25番 あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字日向の農地2筆、地目は田、面積は5,973㎡です。売買価格は238万9千円です。対価の支払期限は令和元年12月25日を予定しております。

受付番号26番 あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,878㎡です。売買価格は97万円です。対価の支払期限は令和元年12月25日を予定しております。

受付番号27番 あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は2,901㎡です。売買価格は72万5千円です。対価の支払期限は令和元年12月25日を予定しております。

所有権移転につきましては 以上です。

事 務 局

58ページから70ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が12件、再設定が15件で面積は再設定、新規合わせて281,048㎡です。

58ページをお開きください。受付番号66番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」10,741平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号67番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」11,401平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号68番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか9筆の「田」16,648平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。受付番号69番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

60ページをお開きください。受付番号70番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号71番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか8筆の「田」20,810平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号73番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

62ページをお開きください。受付番号74番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,885平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号75番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号76番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号77番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号78番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

64ページをご覧ください。受付番号79番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号80番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか3筆の「田」6,856平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われ

ます。受付番号81番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか3筆の「田」10,886平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は全部で米10俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われ

ます。受付番号82番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,112平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われ

ます。66ページをお開きください。受付番号83番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」6,936平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われ

ます。受付番号84番は賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号85番も賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号86番も貸貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

68ページをお開きください。受付番号87番も貸貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号88番も貸貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

次のページをご覧ください。受付番号89番も貸貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

受付番号90番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」3,823.73平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。70ページをお開きください。受付番号91番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」9,575平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号92番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の6筆の「田」5,816平方メートルです。期間は10年間で、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第27号

議 長 議案第27号の審議に入る前に、7番小野委員に関する議案があります。農業委員会法第24条（議事参与の制限）の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

議 長 議案第27号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 73ページをお開き下さい。議案第27号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」当該計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。  
令和元年12月10日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開きください。令和元年11月29日付、中農政第169号で中泊町町長より当農業委員会会長あてに中里農業振興地域整備計画の変更案について意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

75ページをお開きください。申請地は中泊町役場から南南西方向へ約1.4キロメートルほど離れた集団農地の一部で、西側は産直施設に隣接する農地であります。事業計画によりまず中泊町大字八幡字日向地内の1筆の「田」の敷地内に既存のパイプハウスがあり農作業をおこなっているが、更に農作業場、農業用機械等を保管する設備が必要となり、本来であれば手続きを経て行うべきところ、129.6平方メートルのコンクリート張の作業場兼倉庫を建設してしまったとのことであります。

今回の申出は、のちに申出が必要なことに気づき意見を求められたものであります。本ケースは農振農用地区域の用途区分の変更にあたり軽微な変更に該当すると思われ、以上の事業内容、概要から問題ないものと思われ。

以上、中里農業振興地域整備計画の変更案についての説明とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑にはいります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですのでお諮りいたします。議案第27号について異議なしのとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議もないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事 務 局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月10日

農 業 委 員 会  
会 長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_